

紀州材で建てる地域住宅支援事業申込書

年 月 日

和歌山県知事 様

〒

現住所

電話番号（自宅）

携帯電話等

氏名

年度における紀州材で建てる地域住宅支援事業を実施したいので、紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、紀州材で建てる地域住宅支援事業補助金交付要綱の記載内容を了解の上、提出します。

関係書類（内外装材整備事業に申込みを行う者は次の全ての書類を提出すること。）

- 1 紀州材で建てる地域住宅支援事業計画書（内外装材整備事業）
- 2 内外装材整備事業木拾い表（計画）
- 3 誓約書
- 4 設計図（付近見取図、配置図及び各階平面図）の写し

※ 4の設計図がない場合、補助対象箇所の面積を確認できる図面等を提出すること。

○住宅を新築、増築又は改築する際に内外装材を整備する場合

- 5 建築確認済証の写し及び建築確認申請書の写し
- 6 建築工事届出書の写し

※ 5、6については該当するいずれかの書類を提出すること。

○既存住宅の内外装材を整備する場合

- 7 工事請負契約書の写し
- 8 請書の写し
- 9 工事着手前写真（既存住宅全体及び工事箇所ごとの写真）
- 10 既存住宅の建設された時期（着工年月日）を確認できる書類
- 11 耐震診断の結果を確認できる書類

12 住宅耐震改修工事を実施済み又は内外装材整備事業に併せて住宅耐震改修工事を実施することを確認できる書類の写し

※ 7、8については該当するいずれかの書類を提出すること。

※ 11については、耐震診断を要する既存住宅の内外装材の整備を行う場合に提出すること。

※ 12については、耐震診断を要する既存住宅で、耐震基準未滿と判定された既存住宅の内外装材の整備を行う場合に提出すること。